

伊勢原市競争入札参加資格停止等措置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、伊勢原市が発注する契約（以下「本市契約」という。）の適正、かつ円滑な履行を確保するため、有資格業者が事故、贈賄及び不正行為等を起こした場合の競争入札参加資格停止（以下「資格停止」という。）等の措置について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 有資格業者 伊勢原市契約規則（平成元年伊勢原市規則第11号）第4条に基づき、入札参加有資格者名簿に登載された者をいう。
- (2) 資格停止 契約の履行に関して生じた事由又はその他の事由による有資格業者に対する措置で、一定期間競争入札参加資格を停止することをいう。
- (3) 公衆 現に工事に携っている者以外の者をいう。
- (4) 死亡者 事故発生から24時間以内に死亡した者をいう。
- (5) 負傷者 入院加療を要する者をいう。

(資格停止)

第3条 市長は、有資格業者が次の各号のいずれかに当該するときは、情状に応じて別表の定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について資格停止を行うものとする。

- (1) 別表第1又は別表第2の措置要件のいずれかに該当するとき。
- (2) 別表第3の1に掲げる措置要件を事由とする資格停止は、合意書に基づき神奈川県警察本部長からの回答又は通知があったとき。

2 資格停止期間中の有資格業者について、別件により新たに資格停止を行う場合の始期は、新たに資格停止を決定したときとする。この場合、資格停止の通知は、別途行うものとする。

(下請負人及び共同企業体に対する資格停止)

第4条 市長は、前条第1項の規定により資格停止を行う場合において、当該資格停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があるときは、当該下請負人について、元請負人の資格停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、資格停止を併せ行うものとする。

2 共同企業体に係る資格停止は、代表者及びその他構成員（代表者以外の構成員をいう。以下同じ。）に対して行うものとし、その他構成員の資格停止期間は代表者の2分の1とする。ただし、次に掲げるその他構成員については、資格停止を行わない。

- (1) 共同企業体構成員の責任体制が明らかに区別できる分担施工型の工事であって、明らかに当該資格停止について責を負わないと認められるその他構成員

(2) 本市発注以外の工事を行う特定建設工事共同企業体において、当該共同企業体に対する出資比率が10パーセント未満のその他構成員

3 市長は、前条第1項又は前2項の規定により、既に資格停止に係った有資格業者を構成員に含む共同企業体については、当該資格停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、資格停止を行うものとする。

(資格停止の期間の特例)

第5条 有資格業者が1の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもって、それぞれ資格停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が資格停止の期間中又は当該期間の満了後1箇年を経過するまでの間に、別表各号の措置要件に該当することとなった場合における資格停止の期間の短期は、当該各号に定める短期の2倍の期間とする。

3 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による資格停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、資格停止の期間を当該短期の2分の1に相当する期間まで短縮することができる。

4 市長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせるため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、資格停止の期間を当該長期の2倍の期間まで延長することができる。ただし、その期間は3箇年を超えることができない。

5 別表第2の2の項に規定する独占禁止法違反行為に該当し、課徴金減免制度の適用が公表された者が、その旨を市長に申し出た場合における資格停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1とする。

6 市長は、資格停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で資格停止の期間を変更することができる。

7 市長は、資格停止の期間中の有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は資格停止を解除するものとする。

(1) 当該事案について責を負わないことが明らかになったと認めたとき（逮捕、公訴を措置要件とした場合の不起訴決定、無罪確定等）。

(2) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続の申立て又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続の申立てをしたことにより資格停止となった有資格業者が、裁判所の再生手続又は更生手続の開始決定を受けた後、資格停止解除の申し出があったとき。ただし、工事に登録している場合は、競争入札参加資格の再認定も受けることを要する。

(3) 別表3の1の項(1)及び(4)により資格停止を行った場合は、同項(1)第1号においては12か月、同項(4)においては3か月を経過した時点における、神奈川県警察本部への照会結果又は同本部長からの通知により、当該指名停止措置の事由に該当しないと認められたとき。

(資格停止の通知)

第6条 市長は、第3条各項若しくは第4条各項の規定により、資格停止をするときは、競争入札参加資格停止通知書（第1号様式）により、資格停止の期間を変更するときは、競争入札参加資格停止期間変更通知書（第2号様式）により、又は、前条第7項の規定により資格停止を解除するときは、競争入札参加資格停止の解除通知書（第3号様式）により、当該有資格者に対し、通知するものとする。ただし、市長が通知する必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 前項の通知は、かながわ電子入札共同システムを利用して行うことができる。

3 市長は、第1項の規定により、資格停止の通知をする場合において、当該資格停止の事由が本市契約に関するものであるときは、必要に応じて改善措置の報告を徴するものとする。

4 市長が第1項の規定により当該有資格業者に通知したときには、契約主管課長は、速やかに競争入札参加資格停止について（第4号様式）、競争入札参加資格停止期間変更について（第5号様式）、競争入札参加資格停止の解除について（第6号様式）により課長に通知するものとする。

(資格停止に伴う契約等の制限)

第7条 市長は、当該資格停止期間中の有資格業者を競争入札に参加させてはならない。指名競争入札において現に指名しているときは指名を取り消すものとする。ただし、当該有資格業者から当該指名競争入札に係る入札辞退の申し出があった場合はこの限りでない。

2 市長は、落札決定者であっても契約締結前に資格停止となった有資格業者を契約の相手方としてはならない。

3 市長は、資格停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、災害時その他やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

4 市長は、資格停止期間中の有資格業者に対する工事の下請及び業務委託の再委託を認めてはならない。ただし、資格停止措置要件が経営不振である場合には、民事再生法に基づく民事再生手続開始の決定又は会社更生法に基づく会社更生手続開始の決定を裁判所から受けた後であれば、認めることができる。

(資格停止に至らない事由に関する措置)

第8条 市長は、資格停止を行わない場合において、必要があると認めるとき

は、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(事故等の報告)

第9条 有資格業者は、別表に定める措置要件に該当する事由が発生した場合は、速やかに文書により市長に報告しなければならない。

2 課長は、別表に定める措置要件に該当すると思われる事故等を知った場合は、直ちに事故等報告書（第7号様式）により、契約主管課長に報告しなければならない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、資格停止の事務に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則(平成元年3月31日告示第26号)

- 1 この要領は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 伊勢原市請負工事等入札参加者有資格者指名停止取扱基準は、廃止する。
- 3 伊勢原市公共工事暴力団対策措置基準は、廃止する。

附 則(平成2年10月25日告示第61号)

この要領は、平成2年11月1日から施行する。

附 則(平成19年3月28日告示第45号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月28日告示第57号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年7月3日告示第127号)

この告示は、平成21年7月10日から施行する。

附 則(平成25年3月6日告示第6号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日告示第62号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月21日告示第43号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和7年5月30日告示第137号)

この告示は、令和7年6月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

事故等に基づく措置基準

措置要件		資格停止期間	
1 虚偽記載	(1) 本市契約において、契約前の入札参加資格確認申請書等の提出書類に虚偽の記載（ICカードの不正使用を含む。）をし、契約の相手方として不相当であると認められたとき。	1か月以上 6か月以内	
2 過失による粗雑履行	(1) 本市契約において、履行後に過失により履行を粗雑にしたと認められる場合	ア 公衆に死亡者を生じさせたとき。	4か月以上 8か月以内
		イ 公衆に多数の負傷者を生じさせ、又は重大な損害を与えたとき。	3か月以上 6か月以内
	(2) 本市契約以外の契約（以下この表において「一般契約」という。）において、履行後に過失により履行を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められる場合	ア 公衆に死亡者を生じさせたとき。	2か月以上 4か月以内
		イ 公衆に多数の負傷者を生じさせ、又は重大な損害を与えたとき。	1か月以上 2か月以内
	(3) 市が発注する工事で完成検査の結果が著しく不良であった場合	ア 工事検査成績の評点が50点未満を受けたとき。	3か月
		イ 工事検査成績の評点	1か月

		が50点以上55点未満を受けたとき。	
		ウ 工事検査成績の評点が55点以上65点未満を12か月の間に2回を受けたとき。	1か月
3 契約 違反	(1) 本市契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不相当であると認められる場合	ア 検査及び監督業務を阻害したとき。	2か月以上 6か月以内
		イ 下請代金又は公衆に与えた損害等に関する紛争の解決に誠意をもって当たらなかったとき。	1か月以上 4か月以内
		ウ 現場管理に関し、再度にわたる指摘にもかかわらず改善されなかったとき。	1か月以上 4か月以内
		エ その他契約業務に違反したとき。	1か月以上 4か月以内
4 契約 辞退	(1) 本市契約において落札者が正当な理由なく契約を締結しないとき。		3か月以上 12か月以内
5 公衆 損害事 故	(1) 本市契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったと認められる場合	ア 公衆に死亡者を生じさせたとき。	4か月以上 8か月以内
		イ 公衆に多数の負傷者を生じさせ、又は重大な	3か月以上 6か月以内

		損害を与えたとき。	
		ウ 公衆に負傷者を生じさせ、又は損害を与えたとき。	2か月以上 4か月以内
	(2) 一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったと認められる場合	ア 公衆に死亡者を生じさせたとき。	2か月以上 4か月以内
		イ 公衆に多数の負傷者を生じさせ、又は重大な損害を与えたとき。	1か月以上 2か月以内
6 業務関係者事故	(1) 本市契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったと認められる場合	ア 業務関係者に死亡者を生じさせたとき。	3か月以上 6か月以内
		イ 業務関係者に多数の負傷者を生じさせたとき。	2か月以上 4か月以内
		ウ 業務関係者に負傷者を生じさせたとき。	1か月以上 2か月以内
	(2) 一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったと認められる場合	ア 業務関係者に死亡者を生じさせ、当該事故が重大であったとき。	2か月以上 4か月以内
		イ 業務関係者に多数の負傷者を生じさせ、当該事故が重大であったとき。	1か月以上 2か月以内

別表第 2 (第 3 条関係)

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件		資格停止期間	
1 贈賄	(1) 有資格業者である個人、有資格業者の役員（常時契約を締結する権限を有する支店又は営業所の代表者を含む。）又はその使用人が本市職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合	ア 有資格業者である個人又は有資格業者の役員の時。	12 か月以上 24 か月以内
		イ 上記以外の者の時。	9 か月以上 18 か月以内
	(2) 前号に掲げる者が、県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合	ア 有資格業者である個人又は有資格業者の役員の時。	6 か月以上 12 か月以内
		イ 上記以外の者の時。	4 か月以上 9 か月以内
	(3) 第 1 号に掲げる者が、県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合	ア 有資格業者である個人又は有資格業者の役員の時。	3 か月以上 6 か月以内
		イ 上記以外の者の時。	2 か月以上 4 か月以内
2 独占 禁止法 違反行	(1) 本市契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年	3 か月以上 12 か月以内	

為	法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1号に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。		
	(2) 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき(前号に掲げる場合を除く。)		2か月以上 9か月以内
3 競売 入札妨 害又は 談合	(1) 本市契約に関し、有資格業者である個人又は有資格業者の役員若しくは使用人が競争入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。		6か月以上 24か月以内
	(2) 本市契約以外の契約に関し、有資格業者である個人又は有資格業者の役員若しくは使用人が競争入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。		3か月以上 12か月以内
4 不正	(1) 別表第1及び前各号に掲	ア 建設業法(昭和24年	2か月以上

又は不誠実な行為	<p>げる場合のほか業務に関し不正又は不誠実な行為をし、本市契約の相手方として不適當であると認められる場合</p>	<p>法律第100号)に違反したとき。</p>	9か月以内
		<p>イ 上記以外の法令等に違反したとき。</p>	<p>1か月以上 2か月以内</p>
		<p>ウ 不誠実な行為をしたとき。</p>	<p>1か月以上 2か月以内</p>
	<p>(2) 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員が拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は拘禁刑以上の刑若しくは刑法(明治40年法律第45号)の規定による罰金刑を宣告され、本市契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>		<p>1か月以上 9か月以内</p>
5 経営不振	<p>(1) 不渡手形を出し、又は銀行取引停止となるなど倒産状態に陥り、本市契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>		<p>経営の再建がなされたと認められる日まで</p>

6 不当 労働行 為	(1) 労働委員会又は裁判所に おいて不当労働行為があつ たと認定され、その効力が確 定したとき。		1か月以上 3か月以内
------------------	------------------------------------------------------------	--	----------------

別表第3（第3条関係）

伊勢原市暴力団排除条例に基づく措置基準

措置要件		資格停止期間
1 暴力 団等	(1) 有資格業者である個人が伊勢原市暴力団排除条例第2条に定める暴力団員等であると認められたとき又は有資格業者である法人等が条例第2条に定める暴力団経営支配法人等であると認められたとき。	12か月を 経過し、かつ 改善されたと 認められる日 まで
	(2) 有資格業者が、神奈川県暴力団排除条例第23条第1項に違反したと認められるとき。	6か月
	(3) 有資格業者が、神奈川県暴力団排除条例第23条第2項に違反したと認められるとき。	6か月
	(4) 有資格業者又は有資格業者の経営に事実上参加しているものが暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。	3か月を 経過し、かつ 改善されたと 認められる日 まで
	(5) 暴力団員等から不当介入を受けていたにも関わらず、正当な理由なく、市又は警察に通報しなかったと認められたとき。	3か月

第2号様式（第6条関係）

伊 第 号
年 月 日

（有資格業者） 様

伊勢原市長 印

競争入札参加資格停止期間変更通知書

先に、 年 月 日付け伊 第 号をもって競争入札参加資格停止した旨を通知したところですが、次のとおり当該競争入札参加資格停止の期間を変更したので通知します。

1 変更の理由

2 従前の競争入札参加資格停止の期間

年 月 日から 年 月 日まで（ 間）

3 変更後の競争入札参加資格停止の期間

年 月 日から 年 月 日まで（ 間）

第3号様式(第6条関係)

伊 第 号
年 月 日

(有資格業者) 様

伊勢原市長 印

競争入札参加資格停止の解除通知書

先に、 年 月 日付け伊 第 号をもって競争入札参加資格停止
した旨を通知したところですが、 年 月 日当該競争入札参加資格停止を
解除したので通知します。

第4号様式(第6条関係)

年 月 日

(課長) 殿

(契約主管課長)

競争入札参加資格停止について

商号又は名称	
代表者氏名	
住 所	
支店等住所	

上記の有資格業者は、措置要領別表第 号の措置要件に該当したため、競争入札参加資格を停止したため通知します。

1 競争入札参加資格停止の理由

2 競争入札参加資格停止の期間

年 月 日から 年 月 日まで(間)

第5号様式(第6条関係)

年 月 日

(課長) 殿

(契約主管課長)

競争入札参加資格停止期間変更について

商号又は名称	
代表者氏名	
住 所	
支店等住所	

上記有資格業者について、 年 月 日付けをもって競争入札参加資格停止した旨を通知したところですが、次のとおり当該競争入札参加資格停止の期間を変更したので通知します。

1 変更の理由

2 従前の競争入札参加資格停止の期間

年 月 日から 年 月 日まで(間)

3 変更後の競争入札参加資格停止の期間

年 月 日から 年 月 日まで(間)

第6号様式(第6条関係)

年 月 日

(課長) 殿

(契約主管課長)

競争入札参加資格停止の解除について

商号又は名称	
代表者氏名	
住 所	
支店等住所	

上記有資格業者について、 年 月 日付けをもって競争入札参加資格停止した旨を通知したところですが、 年 月 日当該競争入札参加資格停止を解除したので通知します。

第7号様式(第9条関係)

年 月 日

(契約主管課長) 殿

(課長)

事故等報告書

業 務 名 等		
発 生 日 時		
発 生 場 所		
業 者 名	商 号	
	代 表 者	
	住 所	TEL
事 故 等 の 内 容		

(下請負人が起こした事故等については、その旨内容欄に記載)